

中村太郎税理士事務所

# News letter



秋も少しずつ深まり運動をしやすい季節です。ちょうど10月の第2月曜日は「スポーツの日」。できる範囲で身体を動かしてみませんか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

## contents

- ◆1兆円を超えたふるさと納税 どこが1位？
- ◆2025年4月から厳格化される育児休業給付の延長手続き
- ◆健康保険証が廃止されます マイナ保険証のご準備を
- ◆社長のための財務 回転率は経営効率のバロメーター

# 1兆円を超えたふるさと納税 どこの団体が1位？

総務省が公表した調査結果※によれば、令和5年度のふるさと納税の受入額が前年度と比べて約1.2倍の約1兆1,175億円となりました。ふるさと納税導入後、はじめて1兆円を突破しました。

## ふるさと納税の概要

### (1) ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、国から指定を受けた地方公共団体（以下、団体）に対して個人が行った寄附のうち、2,000円を超える部分の金額を所得税や住民税から控除（上限あり）する制度です。令和6年度の住民税を計算する上で「ふるさと納税」を適用した人の数は、上記結果では、約1,000万人ありました。

### (2) 適用方法

ふるさと納税は、原則、確定申告を通じて適用します。ただし、確定申告をする必要がない方で、ふるさと納税の寄附先が5ヶ所以内の場合には、寄附先の団体へ申し出ることによって、確定申告をすることなく、同様の効果が得られます。これを“ワンストップ特例制度”といい、上記(1)の5割強に相当する536万人強が適用しています。

## 受入額が最も多い団体

令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い上位5団体は、次のとおりです。

	団体名	受入額(百万円)	受入件数(件)
1	宮崎県都市	19,384	1,012,796
2	北海道紋別市	19,213	1,243,201
3	大阪府泉佐野市	17,514	1,174,877
4	北海道白糠町	16,778	1,074,349
5	北海道別海町	13,903	923,046

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

ふるさと納税の返礼品サイトを利用された経験のある方でしたら、お馴染みの団体名ではないでしょうか。

## 市町村民税控除額が最も多い団体

他方、令和6年度における住民税の課税で、市町村民税控除額が多い上位5団体は、次のとおりです。

	団体名	市町村民税控除額(百万円)	控除適用者数(人)
1	神奈川県横浜市	30,467	439,267
2	愛知県名古屋市	17,654	255,163
3	大阪府大阪市	16,655	279,922
4	神奈川県川崎市	13,578	207,616
5	東京都世田谷区	11,028	146,812

出典：総務省HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」

適用額が多いほど、住民税の流出が多いことを意味します。上位20団体のうち、市町村民税控除額を控除適用者数で割った1人当たりの平均額を計算したところ、11位の東京都港区が約15万円と、上記1位の神奈川県横浜市の約7万円の2倍を超える控除額でした。

なお、令和6年4月で指定取消の満了を迎えた兵庫県洲本市は、令和6年度中の復帰は困難であり、適切な時期に判断する旨が同市のホームページで掲載されていました。団体指定は、10月から切り替わります。どの団体が指定を受けるのでしょうか。

(※) 総務省 HP「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要」 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000960659.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000960659.pdf)

# 2025年4月から厳格化される 育児休業給付の延長手続き

育児休業の延長・再延長時に、一定の要件を満たした場合、雇用保険の育児休業給付金についても支給が延長されることになっています。2025年4月1日より、この育児休業給付金の延長・再延長時の手続きが厳格化されることとなりました。

## 給付金の延長・再延長

雇用保険の育児休業給付金は、子どもが1歳または1歳6ヶ月になる際、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないとき等に、子どもが1歳または1歳6ヶ月以降も支給されます。これまでは市区町村の発行する入所保留通知書などにより延長・再延長に該当するかの確認が行われてきましたが、2025年4月からは、保育所等の利用申し込みが「速やかな職場復帰のために行われたものであると認められること」により判断されます。

## 速やかな職場復帰とは

速やかな職場復帰のために行われたものであると認められるためには、以下①～③の要件のすべてを満たしている必要があります。

- ① 原則として子どもが1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

②の「合理的な理由」として認められるのは、申し込んだ保育所等が従業員本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（従業員本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含む）等の限定的なものになっています。

## 2025年4月以降の手続き

2025年4月以降の延長・再延長時には、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることの判断ができるよう「育児休業給付金支給申請書」に、以下の書類を添付する必要があります。

- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

このうち「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」は、厚生労働省ホームページにおいて様式が公開されており、申請する従業員が作成することになります。

今回変更される手続きの対象は、子が1歳に達する日または1歳6ヶ月に達する日が2025年4月1日以後となる従業員で、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合となります。保育所等の申し込みの時期や、入所を希望する保育所等の選択にも関わるものであることから、厚生労働省から公開されているリーフレットを活用するなどして、早めに対象となる従業員に周知しておきましょう。

# 健康保険証が廃止されます マイナ保険証のご準備を

2024年12月2日に健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使用する「マイナ保険証」の本格利用が始まります。それまでに、マイナンバーカードを作成し、医療機関の窓口で利用できるように、事前に利用登録をしておくことが必要になります。

## 健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となったときや、従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、健康保険証が発行されます。この健康保険証の新規発行が終了し、2024年12月2日以降は新規で発行されなくなります。

なお、すでに発行されている健康保険証は、経過措置として最大1年間（2025年12月1日まで）使用できます。それより前に健康保険証に記載されている有効期限が到来した場合や、転職・転居などにより保険者に異動が生じた場合は、その時点で失効となります。

2025年12月1日までに従業員が退職したり、家族が被扶養者でなくなったりすること等で使用できなくなった健康保険証は、これまでどおり、会社で回収する必要がありますが、2025年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められています。

## 資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、保険

者より「資格情報のお知らせ」が発行されます。協会けんぽの場合は、2024年9月以降、会社を経由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に届く予定となっています。

この資格情報のお知らせにより、加入者の資格情報を伝えるとともに、マイナ保険証の利用登録に係る確認も行われることとなります。

また、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合や、何らかの事情により医療機関等でマイナンバーカードでの保険証利用ができないなどの場合には、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険診療により受診することが可能となります。

## 資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人もいます。このような人は、保険者から交付される資格確認書を提示することにより、これまでどおりの保険診療を受けられるようになります。

健康保険証の廃止とその後の対応は、従業員やその家族に大きな影響があります。マイナンバーカードの作成やマイナ保険証の利用登録について早めに呼びかけるなど、会社としても従業員への周知に取り組まれることをおすすめします。

[参考] 厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

# 社長のための財務 回転率は経営効率のバロメーター

ここでは、企業の収益力を高めるための視点として、棚卸資産回転率、売上債権回転率、固定資産回転率についてみていきます。

## 棚卸資産回転率

棚卸資産回転率は、棚卸資産の滞留状況を示す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{棚卸資産回転率} = \text{売上高} \div \text{棚卸資産}$$

棚卸資産の滞留は、さまざまな問題（品質劣化、陳腐化、保管場所のコスト等）を引き起こす可能性がありますので、滞留期間は極力短い（棚卸資産回転率が高い）方がよいといえます。

ただし、棚卸資産の圧縮が行き過ぎると品不足となり、販売機会を失うなどのチャンスロスが生じるリスクも高くなるため、あくまで自社にとっての適正な水準を意識したいものです。

また、同業他社との比較、自社の過去の実績との比較などで、数値の変化を把握しておくことも重要です。大きな変化が出ている場合は、その要因を追求しておく必要があります。なぜなら、商売のやり方が変わらない限り、数値が大きく変化する可能性は低いからです。もし、商売のやり方が変わっていないのに、回転率が低くなっているような場合は、**休眠在庫や不良在庫が発生している可能性が高い**といえますので、早急に確認する必要があります。

## 売上債権回転率

売上債権回転率は、販売した商品代金の回収状況を表す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{売上債権回転率} = \text{売上高} \div \text{売上債権}^*$$

$$(\text{※}) \text{売上債権} = \text{受取手形} + \text{売掛金}$$

売上債権とは、販売後に現金として未収となっている代金の総額です。一般的に継続的な取引では、「掛売り」という販売形態が常ですので、現金商売以外の大半の商売で、この売上債権は発生します。

一般的に代金の回収は早い方がよいため、売上高に対して、売上債権が少ないこと（売上債権回転率が高いこと）が好ましいといえます。

ところが、商売をしていると、さまざまな事情により代金の回収は滞りがちです。未回収の売上債権が増えてくると、当然それだけ貸し倒れとなるリスクも高まることから、できるだけ早く債権は回収するようにしなければいけません。

そのため、売上債権回転率は絶えず意識しておく必要があります。現状の販売状況において適正な売上債権回転率はどの程度なのかを把握し、その適正水準よりも実際の数値が悪化している場合は、その要因を確認しなければいけません。商売のやり方が変わっていないのに、回転率が低くなっているような場合は、**営業担当者が（成績を上げるために）無理な販売をしているケースや、取引先の業績悪化などで取引条件どおりの回収ができなくなっている**等の可能性があります。

これらは、早めに対処しなければ売上債権が不良債権化し、完全に回収できなくなる可能性も

あります。そうなる前に、適切な対応をするためにも、売上債権回転率は注意深くみておく必要があります。

また、万が一、売上債権が不良債権化した場合は、できる限り早く貸し倒れ処理（費用計上）したいものです。貸し倒れ処理をすれば、売上債権回転率は改善します。

## 固定資産回転率

固定資産回転率は、固定資産が効率的に活用されているかどうかを表す指標で、次の算式により求めることができます。

$$\text{固定資産回転率} = \text{売上高} \div \text{固定資産}$$

固定資産には、建物や設備、機械などの「有形固定資産」、ソフトウェアなどの「無形固定資産」、投資有価証券、保険積立金などの「投資その他の資産」が含まれます。

固定資産回転率は、その算式が示すとおり、固定資産投資により、何倍の売上を上げることができたかを示します。したがって、その数値が高いほど、固定資産が効率的に活用されているということが出来ます。

固定資産回転率は、一般に、**設備投資額の少ない商業では高く、設備投資額の多い製造業では低くなる傾向にあります**。数値の大小は、業種ごとに異なりますので、同業他社との比較や自社の過去の実績との比較が有効です。

同業他社あるいは自社の過去の実績と比較をした際に、現状の固定資産回転率が低い場合には、固定資産が十分効率的に活用されていない可能性があります。設備投資が過剰である、あるいは遊休資産が多いなど設備の稼働状況がよくないことなどが考えられます。過剰設備や遊休資産など有効活用されていない資産を処分・換金することで、固定資産回転率を改善させることができます。

一方、自社の固定資産回転率が高すぎる場合も注意が必要です。この場合、新規の設備投資を実施していない、あるいは既存設備が老朽化している可能性が考えられます。新規に設備投資を実施すると、生産効率がよくなり、必要人員が減るなど収益が改善されますが、同時に、減価償却費も発生します。したがって、設備投資は、投資による利益の増加額と、新たに発生する減価償却費とのバランスを鑑み、判断をします。また、設備をリースで賄うときも同様（利益の増加額とリース料とのバランス）になります。

なお、土地・建物等、一部の資産を個人が所有し、その資産を法人が借りている場合、その資産は個人の財産であるため、法人の資産には計上されません。したがって、同額の資産を法人が所有している場合と比べると、固定資産回転率は高くなります。

## 回転日数も参考に

資産の使用効率をみるときは「回転日数」を算出し、分析した方が解りやすい場合もあるでしょう。最後にそれぞれの回転日数についてご紹介します。

### 棚卸資産回転日数

仕入を行い、売上が発生するまでの平均日数で「365日÷棚卸資産回転率」で求められます。

### 売上債権回転日数

売上が発生してから販売代金を回収するまでの平均日数で「365日÷売上債権回転率」で求められます。

### 固定資産回転日数

固定資産が使用され、売上が発生するまでの平均日数で「365日÷固定資産回転率」で求められます。

貴社の経営状況の確認や改善点等の洗い出し等に、こうした回転率などを活用されてはいかがでしょうか。

今月は地域別最低賃金額の改定が行われます。大幅な引き上げが予定されていますので、最低賃金を下回る従業員がいないかを確認するようにしましょう。

### 01 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります



今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。確認しておきましょう。

### 02 51人以上の企業への社会保険適用拡大



10月1日より社会保険の加入条件が変わり、厚生年金保険の被保険者が51人以上の企業に勤務するパート・アルバイトで、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上などの条件に該当した場合は、社会保険に新たに加入することになります。

### 03 定時決定の反映と新しい保険料率による控除



定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されます。従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

### 04 健康保険の被扶養者の資格確認調査



年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。

### 05 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）



労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

### 06 労働者死傷病（軽度）報告提出



業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。今月は7月から9月分の報告となります。

なお、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

### 07 年末にかけての資金繰り計画



年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画を立てましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払いなどの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

いよいよ今年も後3ヶ月。やり残しのないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。特に年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。資金繰り計画や未収債権の回収促進が大切です。

日	曜日	六曜	項目
1	火	赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国労働衛生週間（～7日まで）</li> <li>●大学生への採用内定の通知開始</li> <li>●高齢者就業支援月間（～31日まで）</li> <li>●年次有給休暇取得促進期間（～31日まで）</li> </ul>
2	水	先勝	
3	木	先負	
4	金	仏滅	
5	土	大安	
6	日	赤口	
7	月	先勝	
8	火	友引	寒露
9	水	先負	
10	木	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（9月分）
11	金	大安	
12	土	赤口	
13	日	先勝	
14	月	友引	スポーツの日
15	火	先負	
16	水	仏滅	
17	木	大安	
18	金	赤口	
19	土	先勝	
20	日	友引	
21	月	先負	
22	火	仏滅	
23	水	大安	霜降
24	木	赤口	
25	金	先勝	
26	土	友引	
27	日	先負	
28	月	仏滅	
29	火	大安	
30	水	赤口	
31	木	先勝	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（9月分）</li> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第2期分）※口座振替を利用しない場合</li> <li>●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の7月～9月の労災事故について報告）</li> <li>●個人の県民税・市町村民税の納期限（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで</li> </ul>